

桑名都市計画区域区分の変更

三 重 県

桑 名 市

桑名都市計画区域区分の変更（三重県決定）

都市計画区域区分を次のように変更する。

1. 市街化区域及び市街化調整区域の区分

「計画図表示のとおり」

2. 人口フレーム

区 分	年 次	令和2年 (基準年)	令和12年 (基準年の10年後)
都市計画区域内人口		178千人	171千人
市街化区域内人口		142千人	136千人
配分する人口		—	136千人
保留する人口		—	—
(特定保留)		—	—
(一般保留)		—	—

(理由)

桑名都市計画区域では、無秩序な市街化を防止し、計画的な市街化を図るため、市街化区域と市街化調整区域との区分を昭和45年に定めた後、社会情勢の変化や新たな施策の方向性、制度改正等をふまえて定期的に見直しを行っている。その間に、計画的な市街地整備の実施の見通しが明らかになった場合は、随時見直しを行っている。

桑名都市計画 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針および桑名市都市計画マスタープランの方針に基づき、令和6年12月27日付で認可された土地区画整理事業にて計画的な面整備がなされる予定である播磨西部地区について、おおむね10年以内に優先的かつ計画的に市街化を図る区域として市街化区域に編入する。